

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(社会課)
- ◇訓 令 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令(広報文書課)
- ◇告 示 保険医療機関等の指定(二件)(保険課)
- 保険医の登録(〃)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(二件)(〃)
- 土地改良事業計画の決定(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 国土調査の成果の認証(〃)
- ◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇教委告示 教育委員会の招集(総務課)

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の3の(一)の表中

一四、二〇〇円	一八、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	二九、五〇〇円

二六、三〇〇円	三一、三〇〇円	三九、六〇〇円	五、七〇〇円
四〇、九〇〇円	四七、九〇〇円	六〇、六〇〇円	八、一〇〇円

一四、四〇〇円	一八、三〇〇円	二六、七〇〇円	三一、九〇〇円
二三、四〇〇円	三〇、〇〇〇円	四一、七〇〇円	四八、九〇〇円

四〇、四〇〇円	五、八〇〇円
六一、一〇〇円	八、三〇〇円

に改め、同号の3の(二)の表中

この訓令は、昭和六十二年八月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	昭和六十二年七月十五日
東邦堂薬品有限会社花園支店	米子市花園町三五	〃
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字沢田一四八	〃
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町通西二〇一	昭和六十二年七月二十五日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	昭和六十二年七月十七日

入江医院 東伯郡東伯町大字下伊勢四三八

有限会社赤山薬局 境港市松ヶ枝町三一 昭和六十二年七月二十五日

谷口歯科医院 倉吉市昭和町一丁目二一 昭和六十二年七月十六日

岡本歯科医院 倉吉市福山一三五 昭和六十二年七月七日

鳥取県告示第六百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会米子診療所	米子市錦町二丁目八	昭和六十二年八月一日
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一	〃
福島医院	境港市中町九三	〃

関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一、七五七―一	"
山本医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一、四七八	昭和六十二年八月十三日
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	昭和六十二年八月一日
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	"
日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	"
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	"
加藤歯科医院	鳥取市片原二丁目二二三	"
朝倉歯科医院	米子市上福原一、五八一	昭和六十二年八月十三日
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一、〇三五―二	昭和六十二年八月一日
都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一、六五六	"
伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一、七〇八―三	"
中尾歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二七七	"
田中歯科医院	気高郡気高町大字新泉道六七三―四	"
加藤歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野九六三	"
中島歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇―四	"

藤川歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝一〇〇二―八	"
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三―二	"
船木歯科医院	西伯郡中山町下市三二―三	"
矢田貝歯科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	"
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂一、三九〇	"
枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六五六―二	"
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三―二	"
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一四―一	"
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁一、三〇七	"
下山医院	米子市上福原一、六七〇―一	昭和六十二年八月十三日
山本薬局	鳥取市行徳は四二―五	昭和六十二年八月一日

鳥取県告示第六百八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上 忠典	鳥医第三、六一〇号	昭和六十二年七月十日
笹岡 龍次	鳥医第三、六一一号	〃
三田 ちはる	鳥医第三、六一二号	〃
岩部 富夫	鳥医第三、六一三号	昭和六十二年七月十三日

鳥取県告示第六百八十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日

富谷歯科医院

倉吉市河原町一九〇四

昭和六十二年七月一日

有限会社加藤調剤薬局

倉吉市山根字上大日五三一四

〃

鳥取県告示第六百八十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	倉吉市福山一三五	昭和六十二年七月七日

鳥取県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業山上地区区画整理）に係

る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百八十六号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業弓原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業引野地区農道整備）を昭和六十二年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定によ

り告示する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
佐治村	昭和六十年 度及び昭和 六十一年度	佐治村(大字中、 栃原及び福園) の地籍図及び地 籍簿	八頭郡佐治 村大字中、 栃原及び福 園	昭和六十二年八 月二十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一の表労働福祉事業団山陰労災病院の項中「米子市皆生一四八〇」を「米子市皆生新田一丁目八一」に改め、同表皆生温泉病院の項中「米子市

皆生一三七二―二四」を「米子市皆生新田三丁目七―八」に改める。

二の表鳥取県立米子特別養護老人ホームの項中「米子市皆生一三三四―五」を「米子市皆生新田二丁目三一」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年八月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十二年八月二十八日(金)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会 委員会室
- 三 議題
 - 1 昭和六十三年鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
 - 2 その他